

事務連絡
平成27年3月5日

各都道府県薬務衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局
監視指導・麻薬対策課

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第76条の6の2第1項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品」の改正について

今般、危険ドラッグの販売店舗に対し立入検査を実施し、店舗で発見された指定薬物等である疑いがある物品のうち、その生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品（以下「告示禁止物品」という。）について、平成27年3月5日に33物品を告示^{*1}し、厚生労働省HP^{*2}でも公表いたしました。これにより、何人も、告示禁止物品と名称、形状、包装からみて同一のものと認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することが禁止されることとなります。

つきましては、貴管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

なお、「危険ドラッグを販売等する店舗等に係る処分基準について」（平成26年12月10日付け薬食発1210第5号厚生労働省医薬食品局長通知）において、告示禁止物品を発見した際には、原則として優先的に検査命令・販売等停止命令による取締りを行うべき旨を各地方厚生局長宛てに通知しておりますが、検査命令を実施することが困難である事情がある場合には、第76条の7の2第2項の中止命令の実施を検討いただくよう、お願いいたします。

(※1)

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第七十六条の六の二第一項の規定に基づき製造等を広域的に禁止する指定薬物等である疑いがある物品の一部を改正する件（平成27年厚生労働省告示第47号）

(※2)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakubutura_nyou/index.html

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/yakubutura_nyou/oshirase/20141226-3.html